

令和 7 年 度

健全化判断比率等 審 査 意 見 書

静岡県監査委員

白 紙

監査第 56 号
令和8年9月9日

静岡県知事 鈴木 康 友 様

静岡県監査委員 山 下 和 俊

静岡県監査委員 松 本 早 巳

静岡県監査委員 増 田 享 大

静岡県監査委員 河 原 崎 聖

令和7年度健全化判断比率等の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

白 紙

目 次

令和 7 年度 健全化判断比率審査意見書

I	審査の概要	9
1	審査の対象	9
2	審査の期間	9
3	審査の方針	9
II	審査の結果及び意見	9
1	審査の結果	9
2	審査の意見	10
III	健全化判断比率の状況	12
1	実質赤字比率	12
2	連結実質赤字比率	14
3	実質公債費比率	16
4	将来負担比率	18

令和 7 年度 資金不足比率審査意見書

I	審査の概要	25
1	審査の対象	25
2	審査の期間	25
3	審査の方針	25
II	審査の結果及び意見	26
1	審査の結果	26
2	審査の意見	26
III	資金不足比率の状況	27

(参考資料)

I	健全化判断比率等前年度比較	30
---	---------------	----

白 紙

令和 7 年度 健全化判断比率
審 査 意 見 書

白 紙

I 審査の概要

1 審査の対象

令和7年度健全化判断比率審査の対象は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類である。

2 審査の期間

令和8年8月12日から令和8年8月27日まで

3 審査の方針

令和7年度健全化判断比率の審査は、財政の早期健全化及び再生を図るべき基準未満かどうかについて、次の点に重点をおき、算定の基礎となる事項を記載した書類との照査や関係当局からの聴取等を行うとともに、静岡県歳入歳出決算審査及び静岡県公営企業決算審査の結果も考慮し実施した。

- (1) 健全化判断比率の算出過程に誤りはないか
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率算出の計算に用いられているか
- (3) 健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- (4) 健全化判断比率の算定過程における評価・判断は妥当か

II 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した限りにおいて適正に作成されており、算定された健全化判断比率は誤りのないものと認められる。

- (1) 実質赤字比率
令和7年度の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は算定されない。
- (2) 連結実質赤字比率
令和7年度の連結実質収支は黒字であり、連結実質赤字比率は算定されない。
- (3) 実質公債費比率（3か年平均）
令和7年度の実質公債費比率は14.3%であった。
- (4) 将来負担比率
令和7年度の将来負担比率は230.1%であった。

区 分	令和7年度 健全化判断比率	令和6年度 健全化判断比率	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
(1) 実 質 赤 字 比 率	—	—	3.75%	5.0%
(2) 連結実質赤字比率	—	—	8.75%	15.0%
(3) 実質公債費比率	14.3%	14.3%	25.0%	35.0%
(4) 将来負担比率	230.1%	234.1%	400.0%	

2 審査の意見

(1) 実質公債費比率

令和7年度の実質公債費比率は14.3%で早期健全化基準（25.0%）未満であり、前年度実績（14.3%）と同率を維持した。令和7年度単年度の比率は14.3%で、令和6年度（14.5%）に比べ0.2ポイント改善した。

これは、交付税措置されない元利償還金等の増加が算定式における分子を押し上げた一方、分母となる標準財政規模がそれを上回って拡大したことによるものである。

直近の公表値の令和6年度決算時点では全国41位（令和5年度：40位）と低い水準に留まっているが、令和7年度単年度でみれば改善が図られており、今後も公債費の縮減に向けた安定的かつ持続可能な取組に努められたい。

○ 実質公債費比率と単年度実質公債費比率との関係

1の(3)に記載のとおり、実質公債費比率は過去3年間の平均値で算出する。

令和7年度と令和6年度については、下表のとおりとなっている。

区分	単年度実質公債費比率				実質公債費比率 (過去3年間平均)
	R 4	R 5	R 6	R 7	
令和6年度決算	14.2	14.3	14.5		14.3
令和7年度決算		14.3	14.5	14.3	14.3

(2) 将来負担比率

令和7年度の将来負担比率は230.1%で早期健全化基準（400%）未満であり、前年度実績（234.1%）に比べ4.0ポイント改善している。

これは、交付税措置されない県債残高の増加が算定式の分子を押し上げた一方、分母となる標準財政規模がそれを上回って拡大したことによるものである。

直近の公表値の令和6年度決算時点では全国42位（令和5年度：41位）と低迷している状況となっているが、比率自体は、近年は継続して改善が図られている。今後も引き続き、必要な公共施設の老朽化対策等を着実に行いつつ、より一層の自主財源の確保や国庫支出金等の財源活用を行うなど、公共投資とバランスの取れた県債発行になるよう努められたい。

健全化判断比率等の算定対象（R7 静岡県の場合）

一般会計等	一般会計		公債管理特別会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計		自動車税等証紙徴収事務特別会計				
			県営住宅事業特別会計				
			母子父子寡婦福祉資金特別会計				
			心身障害者扶養共済事業特別会計				
			林業改善資金特別会計				
			沿岸漁業改善資金特別会計				
			中小企業高度化資金貸付事業等特別会計				
			物品調達事務等特別会計				
		公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の特別会計				
公営企業会計 (地公企法を適用する事業又は地財令第46条の事業)	法適用企業		工業用水道事業会計				
		水道事業会計					
		静岡がんセンター事業会計					
		流域下水道事業会計					
		地域振興整備事業会計					
	法非適用企業	清水港等港湾整備事業特別会計					
一部事務組合・広域連合 静岡地方税滞納整理機構 静岡県大井川広域水道企業団							
地方公社・第三セクター等 静岡県道路公社・静岡県土地開発公社・地方独立行政法人（静岡県立病院機構、静岡県公立大学法人、公立大学法人静岡文化芸術大学、静岡社会健康医学大学院大学）・第三セクター等（静岡県信用保証協会）							

Ⅲ 健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

(1) 比率の概要

ア 一般会計と公営事業会計以外の特別会計（以下「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字額を標準財政規模で除することによって算定

イ 県の一般会計等の単年度の実質的な赤字額の割合を指標化

ウ その年度の歳入不足により支払うべき債務を繰り延べたり、執行すべき事業を繰り越したりしたものを含めた赤字額（実質赤字額）を標準財政規模と比較することで、その赤字の深刻度を把握

エ 実質赤字額が生じていない場合の比率は「－」と表示

(2) 算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

* 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計（公営事業を除く。）における実質赤字の額

* 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

（実質赤字とは、実質収支額が赤字（マイナス）の場合をいい、実質収支額は具体的に次のように算定される。

実質収支額＝歳入歳出差引額－翌年度へ繰り越すべき財源

(3) 算定要素

◇ 一般会計の実質収支額：A

（単位：千円）

歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額 (1)－(2)	翌年度に繰り 越すべき財源 (3)	実質収支額		
				令和7年度 (1)－(2)－(3)	令和6年度	比較 増減
1,420,249,084	1,402,142,579	18,106,505	13,775,321	4,331,184	4,662,770	△331,586

* 金額は、千円未満を四捨五入のため、合計欄等が一致しない場合がある。（以下の表において同じ。）

◇ 公営事業会計以外の特別会計の実質収支額：B

（単位：千円）

特別会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入 歳出 差引額 (1)－(2)	翌年度に 繰り越す べき財源 (3) ※	実質収支額		
					令和7年度 (1)－(2)－(3) ※	令和 6年度	比較 増減
公債管理特別会計	603,482,862	603,482,862	0	0	0	0	0
自動車税等証紙徴収事務特別会計	3,018,380	3,018,380	0	0	0	0	0
県営住宅事業特別会計	20,465,491	20,450,968	14,523	2,668	11,855	115,706	△103,851
母子父子寡婦福祉資金特別会計	556,675	451,009	105,666	55,666	50,000	50,000	0

特別会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入 歳出 差引額 (1)-(2)	翌年度に 繰り越す べき財源 (3) ※	実質収支額		
					令和7年度 (1)-(2)-(3) ※	令和 6年度	比較 増減
心身障害者扶養共済事業特別会計	643,043	641,973	1,070	0	1,070	243	827
中小企業高度化資金貸付事業等特別会計	883,038	817,090	65,948	62,201	3,747	951	2,796
林業改善資金特別会計	193,935	14,100	179,835	26,964	152,871	143,788	9,083
沿岸漁業改善資金特別会計	242,034	24,023	218,011	29,840	188,171	166,012	22,159
物品調達事務等特別会計	1,324,406	1,324,406	0	0	0	0	0
計	630,809,864	630,224,811	585,053	177,339	407,714	476,700	△68,986

※「翌年度に繰り越すべき財源」には、社会福祉又は産業振興等を目的として国等から貸し付けられた貸付金に係る特別会計について、決算書記載の繰り越すべき財源に加え、貸付けが行われず歳出予算が不用となって剰余が生じたものも含む。これに基づき算出される「実質収支額」をもって健全化判断比率は算定されるが、そのため、当該項目については、決算書の額と異なることがある。（以下の表において同じ。）

◇ 標準財政規模 : C

(単位：千円)

項 目	令和7年度	令和6年度	比較増減
標準財政規模	763,587,238	749,388,142	14,199,096

$$\begin{aligned}
 \text{実質赤字比率} &= \frac{A + B}{C} \times 100 (\%) \\
 &= \frac{\triangle 4,331,184 + \triangle 407,714}{763,587,238} \times 100 (\%) \\
 &= \frac{\triangle 4,738,898}{763,587,238} \times 100 (\%) \\
 &= \triangle 0.62 (\%) \quad (\text{小数点第3位以下切り捨て})
 \end{aligned}$$

※ 実質赤字額が生じていないため、比率は「－」で表示される。

(参考)

令和6年度実質赤字比率 △0.68 (%)

2 連結実質赤字比率

(1) 比率の概要

- ア 県の全会計を対象とした連結実質赤字額を標準財政規模で除することによって算定
- イ 公営企業会計等の経営状況が一般会計に及ぼす影響を捉えることで、県全体としての単年度の赤字の状況を示すことができる指標
- ウ 連結実質赤字額が生じていない場合の比率は、「－」と表示

(2) 算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

* 連結実質赤字額：①と②の合計額が、③と④の合計額を超える場合の当該超える額

- ① 一般会計等及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③ 一般会計等及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業の特別会計のうち、剰余額を生じた会計の剰余額の合計額

(3) 算定要素

◇ 一般会計等及び公営企業以外の特別会計の実質収支：A (単位：千円)

歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額 (1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源 (3)	実質収支額		
				令和7年度 (1)-(2)-(3)	令和6年度	比較 増減
2,374,287,068 (323,228,120)	2,333,291,769 (300,924,379)	40,995,299 (22,303,741)	13,952,660 (0)	27,042,639 (22,303,741)	14,701,563 (9,562,093)	12,341,076 (12,741,648)

* () は国民健康保険事業特別会計で内数

◇ 公営企業会計に係る資金不足額：B

〈法適用企業〉 (単位：千円)

会 計 名		流動負債 (1)	算入 地方債 (2)	流動資産 (3)	解消可能 資金不足額 (4)	資金不足額 (△剰余額)		
						令和7年度 (1)+(2)-(3)-(4)	令和6年度	比較 増減
宅 地 造 成 事 業 以 外	工業用水道 事業会計	1,625,378	0	5,551,277	0	△3,925,899	△4,571,212	645,313
	水道事業会計	449,447	0	6,508,406	0	△6,058,959	△5,992,494	△66,465
	静岡がんセン ター事業会計	4,988,155	2,300,000	9,220,739	0	△1,932,584	△5,536,966	3,604,382
	流域下水道事 業会計	822,445	0	3,068,682	0	△2,246,237	△1,951,039	△295,198
計		7,885,425	2,300,000	24,349,104	0	△14,163,679	△18,051,711	3,888,032

(単位：千円)

会 計 名		流動負債 (土地前受 金を控除) (1)	算 入 地方債 (2)	流動資産 (土地評価差 額を控除) (3)	地方債 残 高 (4)	長 期 借入金 (5)	解消可能 資金不足額 (6)	資金不足額(△剰余額)		
								令和7年度 (1)+(2)-(3)+ (4)+(5)-(6)	令 和 6 年度	比 較 増 減
宅地 造成	地域振興 整備事業 会計	64,122	0	11,869,455	0	0	0	△11,805,333	△10,701,393	△1,103,940

〈法非適用企業〉

(単位：千円)

会 計 名		歳出額 (1)	算 入 地方債 (2)	歳入額 (翌年度に 繰り越すべ き財源を控 除) (3)	土 地 収 入 見込額 (3)'	地方債 残 高 (4)	解 消 可 能 資 金 不足額 (5)	資金不足額(△剰余額)		
								令和7年度 (1)+(2)-((3)+ (3)')+ (4)-(5)	令 和 6 年度	比較 増減
宅地 造成	清水港等港湾 整備事業特 別会計	10,955,943	147,000	11,090,587	590,438	841,000	0	0	0	0

* (1)+(2)-((3)+(3)') ≤ 0 かつ (1)+(2)-((3)+(3)')+(4)-(5) > 0 となるときは、(1)+(2)-((3)+(3)')+(4)-(5)=0とする

(法適用企業(宅地造成除き)) + (宅地造成会計) + (法非適用企業)

$$\triangle 14,163,679 + \triangle 11,805,333 + 0 = \underline{\triangle 25,969,012}$$

◇ 標準財政規模：C

(単位：千円)

項 目	令和7年度	令和6年度	比較増減
標準財政規模	763,587,238	749,388,142	14,199,096

$$\begin{aligned}
 \text{連結実質赤字比率} &= \frac{A + B}{C} \times 100 (\%) \\
 &= \frac{\triangle 27,042,639 + \triangle 25,969,012}{763,587,238} \times 100 (\%) \\
 &= \frac{\triangle 53,011,651}{763,587,238} \times 100 (\%) \\
 &= \triangle 6.94 (\%) \quad (\text{小数点第3位以下切り捨て})
 \end{aligned}$$

※ 連結実質赤字額が生じていないため、比率は「－」で表示される。

(参考)
令和6年度連結実質赤字比率 $\triangle 5.79 (\%)$

3 実質公債費比率

(1) 比率の概要

- ア 一般会計等が負担する公債費（元利償還金）及び準元利償還金を標準財政規模で除することによって算定
- イ この指標は3か年平均で示され、資金繰りの状況について把握できることとなり、公債費等が増大すると財政の弾力性が低下

(2) 算定方法

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100(\%)$$

* 準元利償還金：①から⑤までの合計額

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

(3) 算定要素

- ◇ 地方債の元利償還金（繰上償還額、満期一括償還地方債元金分、地方債の利子の支払金のうち減債基金の運用によって生じた利子その他の収入金を財源として支払を行ったものを除く。）：A

（単位：千円）

年 度	金 額
令和5年度	55,521,300
令和6年度	55,467,591
令和7年度	49,099,650

- ◇ 準元利償還金（地方債の元利償還金に準ずるもの）：B

（単位：千円）

年 度	金 額
令和5年度	149,387,266
令和6年度	147,510,987
令和7年度	150,998,181

◇ 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 : C

(単位: 千円)

年 度	金 額
令和 5 年度	4, 977, 830
令和 6 年度	4, 273, 752
令和 7 年度	5, 330, 748

◇ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 : D

(単位: 千円)

年 度	金 額
令和 5 年度	109, 882, 931
令和 6 年度	105, 641, 012
令和 7 年度	100, 064, 655

◇ 標準財政規模 : E (単位: 千円)

年 度	金 額
令和 5 年度	737, 591, 268
令和 6 年度	749, 388, 142
令和 7 年度	763, 587, 238

$$\begin{aligned}
 \text{実質公債費比率 (R5単年度)} &= \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D} \times 100(\%) \\
 &= \frac{(55, 521, 300 + 149, 387, 266) - (4, 977, 830 + 109, 882, 931)}{737, 591, 268 - 109, 882, 931} \times 100(\%) \\
 &= 14. 34548 (\%) \text{ (小数点第6位を四捨五入) } \cdots \cdots 5 \text{ 年度} \\
 \text{実質公債費比率 (R6単年度)} &= \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D} \times 100(\%) \\
 &= \frac{(55, 467, 591 + 147, 510, 987) - (4, 273, 752 + 105, 641, 012)}{749, 388, 142 - 105, 641, 012} \times 100(\%) \\
 &= 14. 45658 (\%) \text{ (小数点第6位を四捨五入) } \cdots \cdots 6 \text{ 年度} \\
 \text{実質公債費比率 (R7単年度)} &= \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D} \times 100(\%) \\
 &= \frac{(49, 099, 650 + 150, 998, 181) - (5, 330, 748 + 100, 064, 655)}{763, 587, 238 - 100, 064, 655} \times 100(\%) \\
 &= 14. 27268 (\%) \text{ (小数点第6位を四捨五入) } \cdots \cdots 7 \text{ 年度}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{実質公債費比率 (R5~R7平均)} &= \frac{5 \text{ 年度} + 6 \text{ 年度} + 7 \text{ 年度}}{3} (\%) \\
 &= \frac{14. 34548 + 14. 45658 + 14. 27268}{3} (\%) \\
 &= \mathbf{14. 3 (\%)} \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}
 \end{aligned}$$

(参考)
令和 6 年度実質公債比率 14. 3 (%)

4 将来負担比率

(1) 比率の概要

- ア 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債総額から、充当可能な基金等を控除した額を標準財政規模で除することによって算定
- イ 一般会計等の借入金及び将来支払うこととなる負担等の現時点での残高を表すものであり、将来財政を圧迫する可能性の度合いを見ることができる指標

(2) 算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債残高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100(\%)$$

* 将来負担額：①から⑧までの合計額

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

* 充当可能基金額：①から⑥までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(3) 算定要素

◇ 将来負担額：A

（単位：千円）

内 訳	令和7年度	令和6年度	比較増減
① 一般会計等の前年度末における地方債現在高	3,371,220,608	3,477,326,532	△106,105,924
② 債務負担行為に基づく支出予定額	9,674,015	8,841,977	832,038
③ 公営企業債等繰入見込額	19,781,026	20,885,255	△1,104,229
④ 組合等負担等見込額	0	0	0
⑤ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額	219,831,694	213,040,836	6,790,858

内 訳	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減
⑥ 設立法人の負債額等一般会計等負担見込額	1, 139, 122	1, 184, 982	△45, 860
道路公社の負債	0	0	0
土地開発公社の負債	0	0	0
第三セクター等に係る損失補償債務等のうち、一般会計等の負担見込額（静岡県信用保証協会）	1, 139, 122	1, 184, 982	△45, 860
⑦ 連結実質赤字額	0	0	0
⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等負担見込額	0	0	0
将来負担額計	3, 621, 646, 465	3, 721, 279, 582	△99, 633, 117

◇ 充当可能財源等 ： B

(単位：千円)

内 訳	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減
充当可能基金	761, 442, 320	820, 985, 072	△59, 542, 752
充当可能特定財源見込額	48, 399, 804	45, 033, 255	3, 366, 549
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	1, 284, 894, 091	1, 347, 641, 427	△62, 747, 336
計	2, 094, 736, 215	2, 213, 659, 754	△118, 923, 539

◇ 標準財政規模 ： C

(単位：千円)

内 訳	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減
標準財政規模の額	763, 587, 238	749, 388, 142	14, 199, 096

◇ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ： D

(単位：千円)

内 訳	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	100, 064, 655	105, 641, 012	△ 5, 576, 357

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率} &= \frac{A - B}{C - D} \times 100(\%) \\
 &= \frac{3, 621, 646, 465 - 2, 094, 736, 215}{763, 587, 238 - 100, 064, 655} \times 100(\%) \\
 &= \frac{1, 526, 910, 250}{663, 522, 583} \times 100(\%) \\
 &= \mathbf{230.1 (\%)} \quad (\text{小数点第2位以下切り捨て})
 \end{aligned}$$

(参考) 令和 6 年度将来負担比率 234.1 (%)

なお、主な項目の内訳は、以下のとおりである。

A：将来負担額の内訳

(1) 一般会計等の前年度末における地方債現在高

(単位：千円)

内 訳	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減
ア 一般会計	3,329,237,539	3,437,652,607	△108,415,068
イ 県営住宅事業特別会計	31,756,469	28,699,487	3,056,982
ウ 母子父子寡婦福祉資金特別会計	2,852,842	2,952,042	△99,200
エ 中小企業高度化資金貸付事業等特別会計	7,373,758	8,022,396	△648,638
合 計	3,371,220,608	3,477,326,532	△106,105,924

(2) 債務負担行為に基づく支出予定額の内訳

(単位：千円)

内 訳	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減
ア 総合科学技術高等学校 P F I 事業契約	412,428	618,537	△ 206,109
イ 森地区新構想高等学校 P F I 事業契約	612,739	765,815	△ 153,076
ウ 中部運転免許センターPFI事業契約	453,819	596,568	△ 142,749
エ 国直轄等農業用水事業費負担金（豊川用水二期事業）	23,406	46,811	△ 23,405
オ 国直轄等農業用水事業費負担金（国営かんがい排水事業大井川用水（二期）地区）	2,596,344	3,461,792	△ 865,448
カ 静岡県土地開発公社事業資金による河川事業等国庫補助事業等用地譲受契約（令和4年度分）	0	315,884	△ 315,884
キ 静岡県土地開発公社事業資金による河川事業等国庫補助事業等用地譲受契約（令和5年度分）	710,956	905,070	△ 194,114
ク 静岡県土地開発公社事業資金による道路事業国庫補助事業用地譲受契約	62,600	62,600	0
ケ 静岡県土地開発公社事業資金による街路事業国庫補助事業用地譲受契約	2,482,900	2,068,900	414,000
コ 静岡県土地開発公社事業資金による街路事業国庫補助事業用地譲受契約（令和6年度分）	249,923	0	249,923
サ 静岡県土地開発公社事業資金による街路事業国庫補助事業用地譲受契約（令和7年度分）	2,068,900	0	2,068,900
合 計	9,674,015	8,841,977	832,038

(3) 公営企業債等繰入見込額の内訳

(単位：千円)

内 訳	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減
ア 静岡県工業用水道事業会計	0	0	0
イ 静岡県水道事業会計	0	0	0
ウ 静岡県地域振興整備事業会計	5,933,813	3,291,218	2,642,595
エ 静岡県立静岡がんセンター事業会計	11,473,351	13,336,761	△ 1,863,410
オ 静岡県流域下水道事業会計	2,167,506	3,281,362	△ 1,113,856
カ 静岡県清水港等港湾整備事業特別会計	206,356	975,914	△ 769,558
合 計	19,781,026	20,885,255	△ 1,104,229

(4) 設立法人の負債額等一般会計等負担見込額

(単位：千円)

内 訳	令和 7 年度	令和 6 年度	比較増減
ア 静岡県信用保証協会	1,139,122	1,184,982	△ 45,860
合 計	1,139,122	1,184,982	△ 45,860

白 紙

令和 7 年度 資金不足比率
審 査 意 見 書

白 紙

I 審査の概要

1 審査の対象

令和7年度資金不足比率審査の対象は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する次に掲げる公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類である。

- (1) 静岡県工業用水道事業会計
- (2) 静岡県水道事業会計
- (3) 静岡県地域振興整備事業会計
- (4) 静岡県立静岡がんセンター事業会計
- (5) 静岡県流域下水道事業会計
- (6) 静岡県清水港等港湾整備事業特別会計

2 審査の期間

令和8年8月12日から令和8年8月27日まで

3 審査の方針

令和7年度資金不足比率の審査は、経営健全化を図るべき基準未滿かどうかについて、次の点に重点をおき、算定の基礎となる事項を記載した書類との照査や関係当局からの聴取等を行うとともに、静岡県歳入歳出決算審査及び静岡県公営企業決算審査の結果も考慮し実施した。

- (1) 資金不足比率の算出過程に誤りはないか
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率算出の計算に用いられているか
- (3) 資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- (4) 資金不足比率の算定過程における評価・判断は妥当か

Ⅱ 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された次の公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、審査した限りにおいて、いずれも適正に作成されているものと認める。

令和7年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は算定されない。

		公営企業会計名	令和7年度 資金不足比率	令和6年度 資金不足比率	経営健全化 基 準
法適用企業	宅地造成事業以外	静岡県工業用水道事業会計	—	—	20%
		静岡県水道事業会計	—	—	
		静岡県立静岡がんセンター事業会計	—	—	
		静岡県流域下水道事業会計	—	—	
	宅地造成	静岡県地域振興整備事業会計	—	—	
法非適用企業	宅地造成	静岡県清水港等港湾整備事業特別会計	—	—	

* 法適用企業とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部を適用する企業をいう。

* 法非適用企業とは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する政令で定める公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。

2 審査の意見

令和7年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足は生じていない。引き続き、健全な公営企業の経営に努められたい。

Ⅲ 資金不足比率の状況

1 比率の概要

ア 公営企業会計ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを指標化し、公営企業経営の深刻度を示す比率

イ 資金不足額が生じていない場合の比率は算定されず、「－」と表示

2 算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100 (\%)$$

* 資金の不足額

法適用企業 ＝ (流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額

法非適用企業 ＝ [歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－(歳入額－翌年度へ繰り越すべき財源)]－解消可能資金不足額

- ① 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に、構造的に資金の不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
- ② 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

* 事業の規模

法適用企業 ＝ 営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業 ＝ 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

- ① 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
- ② 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

3 算定要素

(1) 法適用企業（宅地造成事業以外）

ア 静岡県工業用水道事業会計

(単位：千円)

年度	流動負債 (1)	算入 地方債 (2)	流動資産 (3)	解消可能 資金不足額 (4)	資金不足額 (△剰余額) (1)+(2)-(3)-(4)	事業の規模
7	1,625,378	0	5,551,277	0	△ 3,925,899	4,366,280
6	772,056	0	5,343,268	0	△ 4,571,212	4,292,582
増減	853,322	0	208,009	0	645,313	73,698

※ 資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。
(比率は「－」で表示される。)

イ 静岡県水道事業会計

(単位：千円)

年度	流動負債 (1)	算入 地方債 (2)	流動資産 (3)	解消可能 資金不足額 (4)	資金不足額 (△剰余額) (1)+(2)-(3)-(4)	事業の規模
7	449,447	0	6,508,406	0	△ 6,058,959	5,940,174
6	918,456	0	6,910,950	0	△ 5,992,494	5,936,983
増減	△ 469,009	0	△ 402,544	0	△ 66,465	3,191

※ 資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。
(比率は「－」で表示される。)

ウ 静岡県立静岡がんセンター事業会計

(単位：千円)

年度	流動負債 (1)	算入 地方債 (2)	流動資産 (3)	解消可能 資金不足額 (4)	資金不足額 (△剰余額) (1)+(2)-(3)-(4)	事業の規模
7	4,988,155	2,300,000	9,220,739	0	△ 1,932,584	35,941,964
6	4,631,569	0	10,168,535	0	△ 5,536,966	34,882,089
増減	356,586	2,300,000	△ 947,796	0	3,604,382	1,059,875

※ 資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。
(比率は「－」で表示される。)

エ 静岡県流域下水道事業会計

(単位：千円)

年度	流動負債 (1)	算入 地方債 (2)	流動資産 (3)	解消可能 資金不足額 (4)	資金不足額 (△剰余額) (1)+(2)-(3)-(4)	事業の規模
7	822,445	0	3,068,682	0	△ 2,246,237	2,898,220
6	621,753	0	2,572,792	0	△ 1,951,039	2,626,762
増減	200,692	0	495,890	0	△ 295,198	271,458

※ 資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。
(比率は「－」で表示される。)

(2) 法適用企業（宅地造成事業）

静岡県地域振興整備事業会計

(単位：千円)

年度	流動負債 (土地前受 金を控除) (1)	算入 地方債 (2)	流動資産 (土地評価差 額を控除) (3)	地方債 残高 (4)	長期 借入金 (5)	解消可能 資金不足額 (6)	資金不足額 (△剰余額) (1)+(2)-(3)+ (4)+(5)-(6)	事業の規模
7	64,122	0	11,869,455	0	0	0	△ 11,805,333	15,536,674
6	138,722	0	10,840,115	0	0	0	△ 10,701,393	13,007,273
増減	△ 74,600	0	1,029,340	0	0	0	△ 1,103,940	2,529,401

※ 資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。
(比率は「－」で表示される。)

(3) 法非適用企業（宅地造成事業）

静岡県清水港等港湾整備事業特別会計

（単位：千円）

年度	歳出額 (1)	算入 地方債 (2)	歳入額 (翌年度に繰り越すべき 財源を控除) (3)	土地収入 見込額 (3)'	地方債 残高 (4)	解消可能 資金不足額 (5)	資金不足額 (△剰余額) (1)+(2)-((3)+(3)')+ (4)-(5)	事業の規模
7	10,955,943	147,000	11,090,587	590,438	841,000	0	0	5,386,311
6	9,087,884	147,000	9,183,970	590,438	1,518,000	0	0	3,606,478
増減	1,868,059	0	1,906,617	0	△ 677,000	0	0	1,779,833

* (1)+(2)-((3)+(3)') ≤ 0 の場合において

(1)+(2)-((3)+(3)')+(4)-(5) > 0 となるときは、(1)+(2)-((3)+(3)')+(4)-(5)=0 とする

※ 資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。
（比率は「－」で表示される。）

(参考資料)

I 健全化判断比率等前年度比較

1 健全化判断比率

区 分	令和7年度 健全化判断比率	令和6年度 健全化判断比率	6年度 比率 全国 順位	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
①実質赤字比率	(△0.62%)	(△0.68%)	—	3.75%	5%
②連結実質赤字比率	(△6.94%)	(△5.79%)	—	8.75%	15%
③実質公債費比率	14.3 %	14.3 %	41	25%	35%
④将来負担比率	230.1 %	234.1 %	42	400%	

＊ ①実質赤字比率、②連結実質赤字比率は算定されないが、計算結果を（ ）書で表示した。

2 資金不足比率

		公営企業会計名	令和7年度 資金不足比率	令和6年度 資金不足比率	経営健全化 基 準
法適用企業	宅地造成事業以外	静岡県工業用水道事業会計	(△89.9%)	(△106.4%)	20%
		静岡県水道事業会計	(△101.9%)	(△100.9%)	
		静岡県立静岡がんセンター事業会計	(△5.3%)	(△15.8%)	
		静岡県流域下水道事業会計	(△77.5%)	(△74.2%)	
	宅地造成	静岡県地域振興整備事業会計	(△75.9%)	(△82.2%)	
法非適用企業	宅地造成	静岡県清水港等港湾整備事業特別会計	(0%)	(0%)	

＊ 資金不足比率は算定されないが、計算結果を（ ）書で表示した。

＊ 小数点第2位以下切り捨て